



介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は市町が行う介護予防の取り組みです。

※介護予防・日常生活支援総合事業のサービスや利用者負担は、市町ごとに異なります。

「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の二つがあります。



介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

対象者

- 要支援・要介護の人
- 介護予防・生活支援サービス事業対象者
(基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた人)

※40～64歳の方は、基本チェックリストの判定による介護予防・生活支援サービス事業の利用はできないため、要介護認定の申請をして認定を受ける必要があります。

※介護予防・生活支援サービス事業対象者になった後でも要介護認定の申請をすることができます。

一般介護予防事業

対象者

- 65歳以上のすべての人

※一般介護予防事業のみを利用したい場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。



介護予防・生活支援サービス事業

■訪問型サービス

介護サービス事業者による、介護予防を目的とした訪問介護サービス

- 食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助
- 民間企業・ボランティアなどによる多様なサービス
- 掃除・洗濯・ゴミ出しや布団干しなどの生活援助など
- 保健師などの専門職による相談・指導などの短期集中予防サービス
- 通所型サービスの送迎など、移動支援や移送前後の生活支援など

■通所型サービス

介護サービス事業者による、介護予防を目的とした通所介護サービス

- 食事や入浴・排せつの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションなど
- 民間企業・ボランティアなどによる多様なサービス
- ミニデイサービス、レクリエーション活動、体操・運動の活動など自主的な通いの場
- 保健・医療の専門職による生活行為改善のための短期集中予防サービスなど

■その他の生活支援サービス

- 配食(栄養改善を目的としたものや、一人暮らし高齢者に対する見守りを含むもの)
- 住民ボランティアなどによる定期的な訪問による見守りと緊急時の対応
- その他自立支援に役立つ生活支援(訪問型サービス・通所型サービスと一体的に提供されるもの)



一般介護予防事業

●介護予防把握事業

閉じこもりなど何らかの支援が必要な人を把握し、介護予防活動への参加につなげます。

●介護予防普及啓発事業

介護予防に関するパンフレットの配布や講座・講演会を開催し、介護予防活動の重要性を周知します。

●地域介護予防活動支援事業

地域住民主体で行う介護予防活動の支援などを行います。

●地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取組みを機能強化するため、地域で行う介護予防活動にリハビリテーション専門職などが参加します。